

発 行 東京都

次 145

目

公

○東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付 与に関する規則等の一部を改正する規則……………

則 公公

規

する規則等の一部を改正する規則を公布する 東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関

令和 2 年12月28日

東京都公安委員会

久美子

委員長 岩

東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会

の付与に関する規則等の一部を改正する規則

●東京都公安委員会規則第9号

する規則の一部改正) (東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関

第1条 則第9号)の一部を次のように改正する。 与に関する規則(平成9年8月12日東京都公安委員会規 東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付

第17条第1項及び第18条中「これに記名押印すること

1

より」を削る

 \triangleright

第22条第1項中「し、これに記名押印」を削る

14号、様式第15号、様式第16号級及び様式第17号中 様式第7号から様式第12号まで、様式第13号俵、様式第 「印」を削る 別記様式第1号から様式第5号まで、様式第6号俵、

(警視庁警察署協議会に関する規則の一部改正)

第2条 警視庁警察署協議会に関する規則(平成13年4月 16日東京都公安委員会規則第8号)の一部を次のように

以内であっても、当該裁決の日」に改める。 る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月 合においても、当該異議申立てに対する決定の日」を る裁決が」に、 に、「異議申立てに対する決定が」を「審査請求に対す 申立てを」を「審査請求を」に、「6箇月」を「6月」 は」を「場合には」に、「60日」を「3月」に、「異議 「提起することができます(なお、当該審査請求に対す 別記様式第2号表中「回」を削り、同様式裏中「場合 「提起するこができます(なお、この場

·部改正) (東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の

第3条 の一部を次のように改正する 規則(平成13年9月3日東京都公安委員会規則第15号) 東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する

別記様式第2号から別記様式第8号まで、別記様式第

10号及び別記様式第12号中 詽 を削る。

別記様式第13号の2及び別記様式第14号から別記様式

第16号までの規定中「圓」 を削る。

規則の一部改正) (東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する

第4条 4号)の一部を次のように改正する 関する規則(平成18年3月15日東京都公安委員会規則第 東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に

別記様式第21号の2から別記様式第24号までの規定中 15号まで、別記様式第17号から別記様式第20号まで及び 8号、別記様式第10号、別記様式第12号から別記様式第 「回」を削る。 別記様式第2号から別記様式第6号まで、別記様式第

(東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第5条 東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護 則第14号)の一部を次のように改正する。 等に関する規則(平成27年12月24日東京都公安委員会規

別記様式第2号中「印」を削る

から別記様式第26号までの規定中「回」を削る 式第22号まで、別記様式第23号の2及び別記様式第24号 号から別記様式第17号まで、別記様式第19号から別記様 9号、别記様式第11号、别記様式第12号、別記様式第14 別記様式第3号から別記様式第7号まで、別記様式第

(警視庁関係手数料条例施行規則の一部改正)

第6条 正する。 日東京都公安委員会規則第8号)の一部を次のように改 警視庁関係手数料条例施行規則(平成12年3月31

別記様式中「警視

「警視

(増刊 145) 東 京 都 公 報 令和2年12月28日(月曜日) 第7条 (警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正) 請求書を」に改める。 第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。 則第10号)の一部を次のように改正する。 付に関する規則(昭和43年6月13日東京都公安委員会規 「警視 「警視(警部) 別記様式第3号中「回」を削り、 別記様式第1号及び様式第2号中「回」 第27条第1項中「協力援助者災害給付審查請求書(以 第26条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、 第20条中第2項を削り、第3項を第2項とする。 「審査請求書」という。)に記名押印の上」を「審査 警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給 (警部) 取扱所属長の意見 取扱所属長の意見 田子を に改める。 一を削る。 収配の財産 ñ 4 削る。 び「回」を削る。 改める。 面)を次のように改める。 「側」及び「即」を削る。 別記様式第8号から様式第11号までの規定中「⑩」 別記様式第16号(表面)中 別記様式第13号の2から様式第15号までの規定中 別記様式第12号中「⑪」を削る 別記様式第7号の2中「⑪」を削る。 別記様式第6号及び様式第7号中「⑩」及び 別記様式第5号中「回」を削る。 別記様式第4号中「回」及び「⊕」を削る。 「回」を削り、同様式(裏

禬

(裏面)

滨

この証書は、警視庁の警察官の職務に協 病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年 類ですから大切に保管してください。 .力援助した者の災害給付に関する .金の支給を受ける権利を有するこ 5条例によって位ことを証明する。

ݾ豐

いくい の給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払;すからそれぞれの支払期月の前月の末日までに、年金支払請求書を警視総監に提出して_ざい。

次の場合に該当することとなつたときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を警視総監に届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。

1004 氏名又は住所を変更した場合 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあつた場合 障害給付年金においては、その障害等級に変更のあつた場合 遺族給付年金においては、次に掲げる場合

「年金の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合(子孫又は兄弟姉妹が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなった場合を除く。) 、年金を受けることができる遺族が55歳未満の妻だけであるときは、心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような障害の状態となった場合又はその状態でなくなった場合

、この給付を受ける権利を譲り渡したり、担保に供することはできません(株式会社日 策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の担保に供する場合を除く。)。また、差押えを ることもありません。 この証書を亡失したり打 書の記載事項に変更を生 損傷したときは、再交付を警視総監に請求してください。ま Eじた場合は、この証書を引換えに新しい証書を交付します。 **

삠

。 あなたは、あらかじめ警視総監からその必要がないと通知された場合を除き、毎年5月1日から同月末日までの間に、警視総監に対し傷病若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を警視総監に返納してください。 受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。 年金を

傷病給付年金の場合
 受給権者が死亡した場合
 有状が好転し、年金を受けられない程度の傷病の状態になつた場合(傷病の状態については、給付を実施する者に相談してください。)
 障害給付年金の場合
 受給権者が死亡した場合
 関末第2の障害等級の7級以上に該当しなくなつた場合
 遺族給付年金の場合
 受給権者が死亡した場合
 受給権者が死亡した場合
 人 受給権者が死亡した場合
 人 受給権者が死亡した場合
 人 受給権者が死亡した場合
 人 受給権者が死亡した場合
 人 した場合
 したりをした場合
 したりをした場合

0

3

4

44

9 とについての問合せは、 次のとこ

 ∞

Ł

「京都千代田区霞が関二丁目警視庁警務部給与課災害補電話 代表 (3581)4321

3

ださい。 別記様式第17号中 を削 2 及び (届出の印觸を掛した

別記様式第18号の2及び様式第19号中 別記様式第17号の2及び様式第18号中 <u>=</u> を割 を削る。

ください) 」を削る。 別記様式第21号中 及び「 (届出の印鑑 を描して

別記様式第20号中「回」

を削る

別記様式第22号を次の うに改める。

様式第22号 削除

別記様式第23号中 を判

別記様式第24号か ら様式第24号 93 944 かの 戡 完出

(a) を削る。

別記様式第25号中 田田 を削

別記様式第26号から様式第30号ま での規 定中 4

別記様式第31号 (裏面) を次のように改める。 些

٥ ا

療	養	期間	1						(裏面)
	始		了	日 数	療養種別		摘	要	扱者
月	日	月	目	日	□ 通院療 □ 自宅療 □ 入院療 □ 転地療	養			
月	日	月	日	日	□ 通院療 □ 自宅療 □ 入院療 □ 転地療	養			
月	В	月	B	日	□ 通院療 □ 自宅療 □ 入院療 □ 転地療	養養			
月	日	月	日	日	□ 通院療 □ 自宅療 □ 入院療 □ 転地療	養養			
月	日	月	目	日	□ 通院療 □ 自宅療 □ 入院療 □ 転地療	養養養			
月	日	月	日	日	□ 通院療 □ 自宅療 □ 入院療 □ 転地療	養養			
月	日	月	B	日	□ 通院療 □ 自宅療 □ 入院療 □ 転地療	養養			
全日		通院	療	養 自 宅 療	養 入 院	療養転	地療養日		
	別記様式第4の2中	_	「1 担当部署連絡先は、当該申請に係る事務担当部署と連絡先を記載すること。 ること。	2 担当部署連絡先は、当該申請に係る事務担当部署と連絡先を記載すること。 も 日。	改める。 別記様式第4中「圓」を削り、 「1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。	 1 担当部署連絡先は、当該申請に係る事務担当新署と連絡先を記載すること。 2 申請台数が2台以上ある場合は、本申請書と登録(単何)番号一覧表を添付すること。 3 申請者本人(申請者が独人の場合にあっては、当該独人の代表者)に代わって、代理の者が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。 	1 申請者は、氏名を記載し、及び押刊することに代えて、署名することができる。 2 担当都要連絡やは、当該申請に係る事務担当部署と連絡先を記載すること。 3 申請台数が2台以上ある場合は、本申請書に登録(車両)番号一覧表を部付すること。 4 申請者本人(申請者が近人の場合にあっては、当該近人の代表者)に代わって、代理の者が申請書を東京都公安委員会に提出する場合は、申請者との関係並びに氏名及び連絡先を備考欄に記載すること。	2	(果泉都追路父週規則の一部収止) 第8条 東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公 安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 別記様式第1 (表、別記様式第2(表及び別記様式第2の
		に改める				た。 経角の (C	。の発生のの発生		京 部 。 第 2 <i>o</i>

務先の駐車場、勤務先の場合は自宅の駐車場を記載した 地及び略図」を添付すること。

| 緊急往診の実績欄は、緊急往診の実績がある場合は、当該往診の年月 |日、当該往診場所(○○区○○町まで)及び往診内容を記載した一覧表

4

申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名すること

別記様式第4の5中 2 東京都道路交通規則別記條式第2の2の標章の記載事項の変更を申請する 場合で、申請代理人が申請するトキャー 由継承し、mmr m m m m m 請する理由並びに申請代理人の住所、氏名及び連絡先を申請代理人欄に記載 すること。 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することがで を削り、 4

東京都道路交通規則別路採式第2の2の標章の記載事項の変更を申請する場合で、申請代里人が申請するときは、申請者との関係及び申請代理人が申請するときは、申請者との関係及び申請代理人が申請する理由並びに申請代理人の住所、氏名及び進絡先を申請代理人欄に記載すること。

を削る。

[4の2の3中「取扱者印]

を「取扱者」

に改める。

別記様式第14、

別記様式第14の2の2及び別記様式第

東京都公安委員会

IJ

4

東京都公安委員

に改

別記様式第15及び別記様式第15の2中

に改める

を削り、同様式備考を次のよ ۰ 別記様式第15の3から別記様式第15の6までの規定中 別記様式第15の2の2中「圓」 哥

を削る

H を削る。

日本産業規格 A列 5

する報

Š

別記様式第15の6の2及び別記様式第16中「回」

を当

別記様式第16の6 表中

哥 徭 関 4 퐞 圆 雑 3

を削る。

を削

查 検 褔 適 4 죔 適 査 検 <u>[]</u> 深視力 査 筷 型 視 4 深視力 査 筷 型 視

3

東京都公安委員会

に改

適性判定印」 4 滷 軐 世 定 5 講習済印」

東京都公安委員会

に改

哥

11

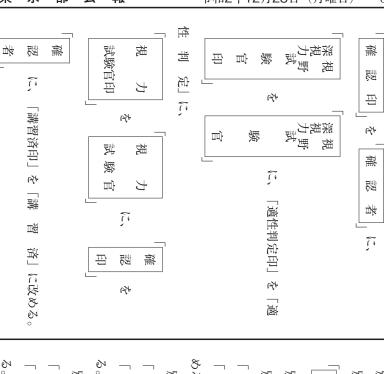
平 11

11

<u>III</u>}

別記様式第16の6の2 表中 華 교실 済」に改める。

での規定中



定中「回」を削る 別記様式第16の7から別記様式第16の8の2までの規

別記様式第17中「⑪」 を削る

別記様式第18及び別記様式第18の2中 = を削る。

別記様式第18の3中「⑪」を削る。

別記様式第18の4及び別記様式第18の5中 4

別記様式第19及び別記様式第20中 を削る

別記様式第22中「⑪」 を削る

別記様式第21中 を削る。

> 別記様式第25及び別記様式第25の2中 別記様式第23及び別記様式第24中 프 4 ・削る。

> > 号まで、

委員会規則第10号)

の一部を次のように改正する

別記様式第1号表、別記様式第2号から別記様式第5

別記様式第6号表及び別記様式第7号表中

を削る。

別記様式第27中「⑪」 を削る。

別記様式第28中

(代表者の氏名)

& % °

(申込者の氏名)

°

別記様式第30及び別記様式第31中

(申請者の氏名)

別記様式第32及び別記様式第33中

(申請者氏名

(申請者氏名)

°

別記中

H を削る。

滞金に関する規則の一部改正) (放置違反金に係る納付命令、 督促及び滞納処分並びに延

第9条 びに延滞金に関する規則 放置違反金に係る納付命令、 (平成18年5月19日東京都公安 督促及び滞納処分並

田一を

者」に改める。

別記様式第8号中「回」

を削り、

「扱者印」

R 「取扱 を削る

別記様式第9号中「圓」

及び「倒」

を削る。

に改

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部

(代表者の氏名)

別記様式第29中

(申込者の氏名)

 \exists

R

第10条

に改め

部を次のように改正する

(平成4年10月12日東京都公安委員会規則第14号)の一

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則

(申請者の氏名)

H

P)

規則の一部改正

(つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関す

別記様式第1及び別記様式第2中「圓」

を削る。

に改め

三 4

に改め

別記様式中「⑪」を削り、

14号)の一部を次のように改正する。

関する規則(平成15年12月19日東京都公安委員会規則第

つきまとい行為等の再発を防止するための援助に

R

| 3 申出人は、署名をしたときは、押印を省略することができる。
4 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを(で開むこと)
5 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、天息空欄に「上記本人の依頼により
代書した。」「並びに汚痍、「策政及び氏名を記載し、押印すること。
6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 「受けたい援助の内容」欄は、談学するものをOで囲むこと
4 申出人の依頼によって警察職員が代書したとさは、末尾空欄に「上記本人の依頼により
イ・サロ人の「生なびに所属」「職及び氏が名を記載すること。
5 所定の欄に記載し得ないとさは、別紙に記載の上、これを添付すること。

改める。

の一部改正) 東京都デー マク ラブ営業等の規制に関する条例施行規則

第12条 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例施

(平成9年6月17日東京都公安委員会規則第8 部を次のように改正する

様式第3号及び様式第4号中「⑪」を削る 別記様式第1号 (その1)、様式第2号 (その1)

Ħ 別記様式第8号表、 を削る。 様式第9号展及び様式第10号 表中

別記様式第11号中 哥 を削る

別記様式第13号中「⑪」を削る 別記様式第12号(表)中「回」 を削る

の一部改正 (性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性 関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例施行規則

第13条 施行規則(平成12年10月13日東京都公安委員会規則第13 及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例 の一部を次のように改正する 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等

別記様式第1号及び様式第2号中 哥 を削る。

別記様式第4号及び様式第4号の2中

氏名又は名称

氏名又は名称

三 P)

に改める。

別記様式第5号中 を削る

別記様式第6号及び様式第7号中 哥 を削る。

条例施行規則の一部改正 (歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する

関する条例施行規則(平成18年5月2日東京都公安委員 歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に

> 会規則第8号) 9 帮を次のように改正する

別記様式第1号 (201) -

別記様式第1号(その2)中「⑪」 を削り

4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 かいない 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 「本籍(国籍)」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載す

బ 2

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 「本籍(国籍)」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載す 17

2

改める

別記様式第2号及び別記様式第3号中「⑪」 を削 9,

- 3 届出者は、氏名を記載し及び坪印することに代えて、署名することができる。 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 4
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 ~ 改

& % °

則の一部改正) (インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規 別記様式第4号及び別記様式第6号中「回」 を削る。

第15条 インターネット端末利用営業の規制に関する条例 号)の一部を次のように改正する。 施行規則 (平成22年4月30日東京都公安委員会規則第6

別記様式第1号(その1)中「⑪」 を削る

別記様式第1号(その2)中「⑪」を削り

- 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。 本籍(国籍)欄には、日本国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載するこ
- 4 建物の構造欄には、木造家屋にあっては平屋建、2階建等の別を、木造以外の家屋にあっては軟骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造、コンクリートプロック造等の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。 建物内の店舗の位置欄には、店舗の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の
- ってはその場所等管理方法について具体的に記載すること。 方法にあっては文書、電磁的記録又はマイクロフィルムの別を、保存の方法にあ 本人確認記録及び通信端末機器特定記録等の作成及び保存の方法欄には、作成の
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、 営業の態様欄には、インターネットを利用することができるようにする役務以外

- (国籍) 欄には、日本国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載するこ
- 屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造、コンクリートブロック造等の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。 建物の構造欄には、木造家屋にあっては平屋建、2階建等の別を、木造以外の家
- 4 建物内の店舗の位置欄には、店舗の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の
- ってはその場所等管理方法について具体的に記載すること。 方法にあっては文書、電磁的記録又はマイクロフィルムの別を、保存の方法にあ 営業の態様欄には、インターネットを利用することができるようにする役務以外 本人確認記録及び通信端末機器特定記録等の作成及び保存の方法欄には、作成の
- の役務を提供している場合は、その内容について具体的に記載するこ 70夜務を症状している場合は、その内容について具体的に記載すること。所定の側に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「⑩」 を削り、

ω ₂ 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

4

2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

改める 17

別記様式第7号中「⑪」 別記様式第4号表及び別記様式第5 を削る 中华 = 4 迹

別記様式第8号中「圓」 を削る

改正) 、特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則の一部

特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則

第16条 部を次のように改正する (平成29年5月15日東京都公安委員会規則第5号)の一

1)、別記様式第3号から別記様式第5号まで及び別記 別記様式第1号(その1)、別記様式第2号 9

10号\| 中「圓」 別記様式第8号表、 を削る。 別記様式第9号医及び別記様式第 様式第6号(その1)中「圓」を削る

別記様式第12号中「⑪ を割 4

別記様式第13号中「回 を削る

別記様式第14号街中

改める。

別記様式第7号中「回」

を削る

行 発

東

「天名

晋 に改める

(東京都青少年の健全な育成に関する条例第17条第3項及

第17条 び第18条第4項の規定に基づく様式を定める規則の一部改 東京都青少年の健全な育成に関する条例第17条第

帮を次のように改正する。 3項及び第18条第4項の規定に基づく様式を定める規則 (平成16年3月31日東京都公安委員会規則第2号)の一 を削る

第18条 東京都暴力団排除条例施行規則(平成23年7月15 日東京都公安委員会規則第7号)の一部を次のように改

(東京都暴力団排除条例施行規則の一部改正)

別記様式第3号中 別記様式第1号/表及び別記様式第2号中「回」を削る

氏名又は名称 (法人等にあっては、さらに代表者の氏名) 氏名又は名称 (法人等にあっては、さらに代表者の氏名)

프

4

ñ

別記様式第5号中「回」を削る 別記様式第4号中「印」を削る

別記様式第6号中

ñ

프

4

氏名又は名称 (法人等にあっては、さらに代表者の氏名)

氏名又は名称 (法人等にあっては、さらに代表者の氏名)

% 別記様式第10号(表)及び別記様式第11号(表)中「回」 別記様式第8号及び別記様式第9号中「印」を削る。

を割

よる立入調査等に関する規則の一部改正) (東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員に

第19条 東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察 東京都公安委員会規則第19号)の一部を次のように改正 職員による立入調査等に関する規則 (平成26年12月19日

号中「回」を削る 別記様式第1号表、 別記様式第2号及び別記様式第3

(東京都水上安全条例施行規則の一部改正)

第20条 東京都公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正 東京都水上安全条例施行規則(平成30年3月30日

別記様式第1号中「⑩」及び「圓」 一を削る

側」を削る 別記様式第2号から別記様式第6号までの規定中

別記様式第8号(表)中「回」 を削る。

関する規則の一部改正) (東京都水上安全条例の規定に基づく弁明の機会の付与に

第21条 東京都水上安全条例の規定に基づく弁明の機会の

付与に関する規則(平成30年6月15日東京都公安委員会 規則第9号)の一部を次のように改正する。 号凄及び別記様式第8号中「⑪」を削る。 別記様式第2号から別記様式第6号まで、 別記様式第

浬

この規則は、 公布の日から施行する。

> 2 に限る。)による用紙で、 公安委員会規則の様式(この規則により改正されるもの この規則の施行の際、 この規則による改正前の東京都 現に残存するものは、所要の

修正を加え、なお使用することができる。

電話 〇三(五三二一)一一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都 郵便番号 定 価 本号 一箇月 (郵送料を含む。) | 印 | 電話 | ○三(三八一二)五二〇一(代)ハ | 六、六〇〇円 | 刷 | 東京都文京区白山一丁目十三番七号ハ | 六、六〇〇円 | 刷 | 財 | 東京都文京区白山一丁目十三番七号 三〇円 美 印 刷 株 式 会

社 郵便番号